

# 宮崎県警察からのお願い

マネー・ローンダリング対策のため、積極的な「**疑わしい取引の届出**」をお願いします。

## 1 「疑わしい取引」の届出義務

宅地建物取引業者の皆さまは、犯罪収益移転防止法第2条2項42号により「特定事業者」に位置づけられ、「取引時確認」「取引記録等の作成等」に加えて

### 「疑わしい取引」を行政庁に届け出る義務

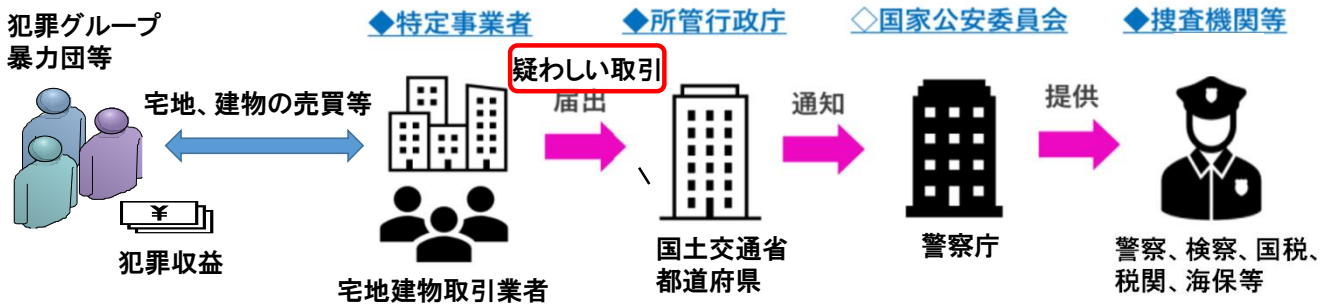
が課せられています。

## 2 「疑わしい取引」の届出とは？

取引において、顧客の本人性に関する疑いや犯罪収益を用いた取引の疑いなどが生じた場合、「疑わしい取引」として行政庁（※）に届出を行うことです。

※ 国土交通大臣免許業者 → 九州地方整備局 建政部 建設産業課  
宮崎県知事免許業者 → 宮崎県 県土整備部 建築住宅課

### 【届出の流れ】



## 3 具体的にどのような内容を届け出たらいいの？

(参考事例)

1. 金融機関を通さず、多額の現金により宅地又は建物を購入する（特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な物件を購入）
2. 売買契約の締結が架空名義又は借名で行われた疑いがある
3. 契約者である法人の実体がない疑いがある
4. 同一人物が、短期間のうちに多数の宅地、建物を売買する
5. 暴力団、暴力団関係者等に係る取引



## 4 届出の方法は？

- ①電子政府（e-Gov）を利用する届出 ②電磁的記録媒体による届出 ③文書による届出

警察庁のホームページに詳しい届出方法等が記載されています。

疑わしい取引の届出と届出先行政庁

検索



皆さまの一般的な知識と経験で「疑わしい」と感じたら、躊躇せずに届出をお願いします。